



保 発 0422 第 3 号  
令和 6 年 4 月 22 日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省保険局長



電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

標記については、別添のとおり、都道府県知事、地方厚生（支）局長あて通知したのでお知らせします。

保発 0422 第 2 号  
こ成母 第 203 号  
こ支障 第 121 号  
令和 6 年 4 月 22 日

都道府県知事 }  
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長  
こども家庭庁成育局長  
こども家庭庁支援局長  
(公印省略)

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長  
官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用  
いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定め  
る事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和 51 年厚生省令  
第 36 号) 第 1 条第 1 項及び附則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織  
の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及  
び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労  
働大臣が定める事項、方式及び規格を、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費  
用の請求に関する命令の一部を改正する命令(令和 5 年内閣府・厚生労働省令第 9 号)  
による改正後の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令  
(平成 4 年厚生省令第 5 号) 第 1 条の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による  
費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式をそれ  
ぞれ別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大  
臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大  
臣が定める事項、方式及び規格について」(令和 4 年 4 月 22 日付保発 0422 第 1 号)は

廃止する。

「別紙」

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格

（ 令和 6 年 4 月 22 日 ）  
こども家庭庁長官  
厚生労働大臣

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項及び附則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格並びに訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和 5 年内閣府・厚生労働省令第 9 号）による改正後の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式を定め、令和 6 年 7 月 1 日より適用する。

- (別添 1-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
- (別添 1-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）  
（別添様式）コーディングデータに係る記録条件仕様
- (別添 1-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
- (別添 1-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
- (別添 1-5) オンラインによる請求に係る記録条件仕様（訪問看護用）
- (別添 2-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
- (別添 2-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（DPC用）
- (別添 2-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
- (別添 2-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
- (別添 2-5) オンラインによる請求に係る標準仕様（訪問看護用）
- (別添 3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・DPC用・歯科用・訪問看護用）
- (別添 4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・DPC用・歯科用・訪問看護用）
- (別添 5) オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添 6) オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添 7) オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）

- (別添 8 ) オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード (医科用・DPC用・歯科用・調剤用・訪問看護用)
- (別添 9 ) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯式コード (歯科用)
- (別添 10 ) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード (歯科用)
- (別添 11 ) オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード (調剤用)
- (別添 12 ) オンラインによる請求に係る訪問看護療養費コード (訪問看護用)

\* 別添1～12は、HP「診療報酬情報提供サービス」にて掲載 (以下参照)  
<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo>